

令和8年度岐阜県立坂下高等学校いじめ防止基本方針

令和8年2月

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下法という)第13条を受け、本校におけるいじめ問題などに対する具体的な方針及び対策などを示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

* 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

* けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当する場合がある。

(2) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしたり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 学校の姿勢

- ①学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という意識を生徒一人ひとりに徹底する。
- ②いじめを許さない学校づくり、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ③解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ④生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。

⑤部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

①組織の名称

・岐阜県立坂下高等学校いじめ防止等対策検討会議（以下いじめ防止対策会議という）

②組織の構成員

・学校関係者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当、養護教諭、当該担任等
・第三者：弁護士、公認心理士、保護者代表、地域代表

③組織運営

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策会議を組織する。
・年2回（4月と2月）いじめ防止対策会議を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらい、見直しを図る。
・いじめ等の未然防止のため、「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」「暴力行為等防止支援員」を申請し、具体的な支援を受ける場合がある。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを心がけると同時に、生徒の自己有用感や自己肯定感を育む。

①教育活動全体を通じて、すべての生徒に正しい人権意識を醸成する。

②生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。

③お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。

④学校は、「学校いじめ防止・発見プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル」について定める。

⑤情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。

⑥いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る校内研修を開催し、適切ないじめ早期発見・事案対処ができるようにする。

⑦学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。

⑧学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

⑨学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。

⑩生徒が学校生活の中で活躍でき、他者の役に立っていると感じとることができる機会を

提供する。(部活動、委員会活動、生徒会活動、家庭クラブ活動、学校行事における役割、地域交流、ボランティア活動等)

【生徒指導部】

- ①いじめの認知力を高め、適切な事案対処ができるよう職員研修を実施する。
- ②MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動に参加し、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ③良好な人間関係を築くための人権教育やSOSの出し方教育を行う。
- ④教育相談係は、毎週開催される学年会での生徒情報を記録し管理職に報告する。
- ⑤目安箱から生徒のいじめに関するSOSを受信する。
- ⑥情報モラル講話を企画するとともに、定期的に啓発資料を配付し情報モラル教育を行う。
- ⑦「迷惑調査」を年2回(7月、12月)と「校内いじめアンケート」を年2回(4月、8月、)実施し、生徒のいじめに関するSOSを受信する。
*公立高等学校においては、県統一いじめアンケートを年3回実施(6月、10月、1月)
*心のアンケートを年4回実施(5月、9月、11月、2月)悩みや心配事、いじめのある・なしの理解に努める。
- ⑧1・2年生においては、生徒理解のため心理検査や性格検査を実施する。
- ⑨いじめ防止に向けて外部専門機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉科等)との連携を図る。

【教務部】

- ①教科指導では、授業規律を整え、分かる授業を確立するとともに、授業内における生徒の活動を認め合うことのできる授業づくりに努める。
- ②ユニバーサルデザインを意識した授業を研究推進する。

【特活保健厚生部】

- ①ホームルーム活動を通して、生徒間のコミュニケーション能力を育成する。
- ②集団活動を通して、道徳心や倫理観を育成する。
- ③学校行事における全校及び学年・クラスの協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ④部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す
- ⑤地域とつながる活動を充実させ、交流体験を通じて自己有用感を育む。

【進路指導部】

- ①進路学習の機会を通して進路目標を明確にし、自ら考え行動する姿勢を育てる。
- ②インターンシップや校外での進路学習の機会を通して、地域社会に触れる中で、視野を広げ、社会性を育てる。

【渉外係】

- ① P T A総会において、いじめ防止に向けた呼びかけを行う。
- ② いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

(3) 学校いじめ防止・発見プログラム

月	行 事	取 組 内 容
4	職員研修 新入生生徒指導方針説明会 始業式・入学式 職員研修 第1回いじめ防止対策会議 教育相談 校内いじめアンケート 情報モラル講話	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知力の向上と適切な事案対処について ・学校の生徒指導方針についての説明 ・学校いじめ防止基本方針に関する説明 ・生徒情報の共有といじめ対応について ・いじめ防止の年間の取組についての確認 ・担任による生徒の生活状況や困り感等の確認 ・いじめ調査と対応 ・ネットいじめについて（外部講師講座）
5	P T A総会 1・2年生心理検査 心のアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へのいじめ対応に関する協力依頼 ・生徒の特長を知る ・不適応傾向や不安傾向の早期発見
6	1年生人権教育講話 S O Sの出し方教育 県統一いじめアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・認め合うことの大切さについて（S C講座） ・悩みや不安は信頼できる大人へ相談する（L H R） ・いじめ調査と対応
7	第1回迷惑調査 三者懇談 学校評価アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒のいじめに関するS O Sを受信 ・家庭の様子と進路希望の把握 ・生徒と保護者に対する学校いじめ対策に関する評価
8	校内いじめアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査と対応
9	職員研修 心のアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセリングについて（S C講座） ・不適応傾向や不安傾向の早期発見
10	県統一いじめアンケート 教育相談（二者面談） 1年生S C面談	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査と対応 ・担任による生徒の生活状況や困り感等の確認 ・生徒のいじめに関するS O Sを受信
11	心のアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・不適応傾向や不安傾向の早期発見
12	第3回迷惑調査	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒のいじめに関するS O Sを受信

	三者懇談	・家庭の様子と進路希望の把握
1	県統一いじめアンケート	・いじめ調査と対応
2	第2回いじめ防止対策会議 心のアンケート	・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題 ・不適応傾向や不安傾向の早期発見
3	職員研修	・今年度の反省と来年度に向けての方針の確認

※月例の職員会議後は「生徒情報といじめ対応について」全職員で共有を図る。

※各アンケートは、すぐーる及びフフォームズを使用して実施。

3 いじめ問題発生時の対処

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

①組織対応

- ・校内いじめ対策組織（校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、正副担任、教育相談係、養護教諭、関係職員）による対応。必要に応じて、いじめ防止対策会議の開催。
- ＊第三者の派遣については県の施策「生徒指導スペシャルサポート事業」を活用する。

②対応のポイント

- ・いじめが生まれる背景を理解した上で、被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
 - ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
 - ・判断材料が不足しているときはさらに調査
 - ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
 - ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
 - ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
 - ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
 - ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
 - ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）
- *問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

③早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る *生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上での緊急対策会議の開催 *情報集約 *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 *他の生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の検討と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事、県教委学校安全課生徒指導係に報告。（場合によってはPTA会長に報告） *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 TEL058-272-1111(内線3143)	
生徒への対応	被害生徒	加害生徒
	周囲の生徒への対応	

	<input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る *その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、(管理下で起きた場合は)管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明(家庭訪問、保護者米校等) *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける *加害生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害生徒への対応(謝罪等)について相談する *事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する

- ※平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、各学校のいじめ防止等基本方針により、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。
- ※「いじめ防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科大臣決定<最終改定平成29年3月14日>)」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文科省)」、「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文科省初等中等教育局)」、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針(平成26年3月岐阜県<平成29年8月22日改定>)」を活用すること。
- ※各校に設置した「いじめ防止等対策検討会議」を有効に活用し、いじめ問題への対応にも、外部委員の意見を参考にして公平性・中立性を確保すること。
- ※いじめの重大事態が発生した場合は速やかに県教委を通じて知事に報告する義務があるので注意すること。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①初期対応のポイント

- ・ 県教委(地域担当生徒指導主事を含む)へ報告し、事実関係を明確にするための詳し

い調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

②学校主体による調査組織の編成

- ・いじめ防止対策会議に、さらに必要な第三者を加えることができる。
*メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

③学校主体による調査における注意事項

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実我真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告、調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データ（心理検査等、迷惑調査〔記名なし〕、進路調査等）は、生徒の在籍期間内は必ず保管し、取りまとめたものは、卒業後5年間保管する。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

5 いじめの「解消」について

(1) いじめ解消の条件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとは言い難い。本校では、いじめが「解消している」状態を、下記の2つの要件が満たされている場合としている。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している場合。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定できる。期間が経過した後も行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視していく。

②生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) いじめが解消に至ってない場合

いじめが解消に至ってない場合は、学校は被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保していく。また、いじめ対策組織において、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行していく。

《参考資料》

※「いじめ防止 これだけは！」

（平成24年9月配布 岐阜県教育委員会）

※「子どもの目線に立つ～学力向上に向けた授業改善のために～」

（平成25年11月配布 岐阜県教育委員会）参照

※「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」

（平成25年5月22日配布 岐阜県教育委員会学校支援課）

※「生徒指導リーフ」増刊号 Leaves. 1 いじめのない学校づくり

学校いじめ防止基本方針策定Q&A

（平成25年11月発行 国立教育政策研究所）

※「生徒指導リーフ」Leaf 4 いじめアンケート

（平成24年6月発行 国立教育政策研究所）

※「生徒指導リーフ」Leaf 7 いじめの理解

（平成24年9月発行 国立教育政策研究所）

※「生徒指導リーフ」Leaf 8 いじめの未然防止 I

- (平成24年9月発行 国立教育政策研究所)
- ※「生徒指導リーフ」Leaf 9 いじめの未然防止Ⅱ
(平成24年9月発行 国立教育政策研究所)
- ※「生徒指導リーフ」Leaf 10 いじめと暴力
(平成25年1月発行 国立教育政策研究所)
- ※「生徒指導リーフ」Leaf 11 いじめの認知件数
(平成25年1月発行 国立教育政策研究所)
- ※「生徒指導リーフ」Leaf 12 学校と警察との連携
(平成25年1月発行 国立教育政策研究所)
- ※「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(依頼)」
(学支第479号平成23年6月13日 岐阜県教育委員会学校支援課)
- ※「生徒指導提要(改訂版)」
(令和4年12月 文部科学省)
- ※「生徒指導に関する危機対応ガイドライン」
(平成24年3月 岐阜県高等学校生徒指導研究会)
- ※岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針
(平成26年3月)

＜岐阜県立坂下高等学校＞
いじめ対応フロー図

